**○経済産業省告示第百九十二号**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

| 名称（事業所の名称を含む。） | 事業所所在地 | 認定の種類 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|
| 花王株式会社<br>和歌山工場 | 和歌山県和歌山市湊<br>千三百三十四番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月三日 |
| 三菱瓦斯化学株式会社<br>新潟工場 | 新潟県新潟市北区浜<br>松町三千五百番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月九日 |
| 昭和四日市石油株式会社<br>四日市製油所 | 三重県四日市市塩浜<br>町一番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月九日 |
| 日本ゼオン株式会社<br>高岡工場 | 富山県高岡市荻布六<br>百三十番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月十六日 |
| JX日鉱日石エネルギー株式会社<br>根岸製油所 | 神奈川県横浜市磯子<br>区鳳町一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月二十日 |
| 協和発酵ケミカル株式会社<br>千葉工場 | 千葉県市原市五井南<br>海岸十一番地の一 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月二十四<br>日 |
| 東燃ゼネラル石油株式会社<br>川崎工場 | 神奈川県川崎市川崎<br>区浮島町七番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十二年<br>十二月二十四<br>日 |
| 昭和電工株式会社<br>大分コンビナート | 大分県大分市大字中<br>ノ洲二番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>一月十七日 |
| 大阪国際石油精製株式会社<br>大阪製油所 | 大阪府高石市高砂二<br>丁目一番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>二月二十八日 |
| JX日鉱日石エネルギー株式会社<br>知多製造所 | 愛知県知多市北浜町<br>二十五番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月七日 |
| JSR株式会社<br>鹿島工場 | 茨城県神栖市東和田<br>三十四番地一 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月十一日 |
| サンアロマー株式会社<br>製造本部大分工場 | 大分県大分市大字中<br>ノ洲二番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月十一日 |
| 千葉化学工業株式会社<br>千葉工場 | 千葉県市原市五井南<br>海岸六番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月十一日 |
| チッソ石油化学株式会社<br>五井製造所 | 千葉県市原市五井海<br>岸五番地の一 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月十一日 |
| 東燃ゼネラル石油株式会社<br>和歌山工場 | 和歌山県有田市初島<br>町浜千番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月二十三日 |
| JX日鉱日石エネルギー株式会社<br>麻里布製油所 | 山口県玖珂郡和木町<br>和木六丁目一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月二十八日 |
| 荒川化学工業株式会社<br>水島工場 | 岡山県倉敷市松江四<br>丁目一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月二十八日 |
| 旭硝子株式会社<br>鹿島工場 | 茨城県神栖市東和田<br>二十五番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月二十九日 |
| 三井化学株式会社<br>大阪工場 | 大阪府高石市高砂一<br>丁目六番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月三十日 |
| ダイセル化学工業株式会社<br>姫路製造所網干工場 | 兵庫県姫路市網干区<br>新在家千二百三十九<br>番地 | 認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>三月三十日 |
| 西部石油株式会社<br>山口製油所 | 山口県山陽小野田市<br>西沖五番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>六月六日 |
| 太陽石油株式会社<br>山口事業所 | 山口県宇部市大字西<br>沖ノ山字西沖十三番<br>地三 | 認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>六月六日 |
| 出光興産株式会社<br>北海道製油所 | 北海道苫小牧市真砂<br>町二十五番地の一 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>六月二十九日 |
| JX日鉱日石エネルギー株式会社<br>仙台製油所 | 宮城県仙台市宮城野<br>区港五丁目一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年<br>六月二十九日 |

**○国土交通省告示第九百四十八号**

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十三日

国土交通大臣　前田　武志

本則の表利率欄中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附則第三項の表利率欄中「一・五パーセント」及び「一・六パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

**附　則**

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十三年八月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**○海上保安庁告示第二百号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯二七度、北緯二八度、東経一二六度三〇分、東経一二七度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯二八度一五分、北緯二八度二五分、東経一二七度五五分、東経一二八度一五分の各経緯度線で囲まれる海域

(ハ)　北緯二四度四五分、北緯二五度、東経一二三度四五分、東経一二四度の各経緯度線で囲まれる海域

(ニ)　北緯二四度四八分、北緯二四度五五分、東経一二二度三八分、東経一二二度四五分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年九月十四日から平成二十三年十月十八日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十一管区水路通報第三十六号（平成二十三年九月九日発行）